

議案第 5 号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 133 号）が施行されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げを行うとともに、安定した国民健康保険事業の運営となるよう国民健康保険税の^{あん}按分率の引上げを行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.6」を「100分の6.9」に改める。

第5条中「36,000円」を「39,000円」に改める。

第5条の3中「100分の2.2」を「100分の2.4」に改める。

第5条の5中「8,000円」を「13,000円」に改める。

第6条中「100分の2.0」を「100分の2.4」に改める。

第7条の2中「8,000円」を「14,000円」に改める。

第11条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第1項第1号ア中「25,200円」を「27,300円」に改め、同号イ中「5,600円」を「9,100円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「9,800円」に改め、同項第2号ア中「18,000円」を「19,500円」に改め、同号イ中「4,000円」を「6,500円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「7,000円」に改め、同項第3号ア中「7,200円」を「7,800円」に改め、同号イ中「1,600円」を「2,600円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,800円」に改め、同条第2項第1号ア中「5,400円」を「5,850円」に改め、同号イ中「9,000円」を「9,750円」に改め、同号ウ中「14,400円」を「15,600円」に改め、同号エ中「18,000円」を「19,500円」に改め、同項第2号ア中「1,200円」を「1,950円」に改め、同号イ中「2,000円」を「3,250円」に改め、同号ウ中「3,200円」を「5,200円」に改め、同号エ中「4,000円」を「6,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定、第5条の改正規定、第5条の3の改正規定、第5条の5の改正規定、第6条の改正規定、第7条の2の改正規定、第11条第1項第1号アの改正規定、同号イの改正規定、同号ウの改正規定、同項第2号アの改正規定、同号イの改正規定、同号ウの改正規定、同項第3号アの改正規定、同号イの改正規定、同号ウの改正規定、同条第2項第1号アの改正規定、同号イの改正規定、同号ウの改正規定、同号エの

改正規定、同項第2号アの改正規定、同号イの改正規定、同号ウの改正規定及び同号エの改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富津市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第2条及び第11条第1項（各号列記以外の部分に限る。）の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条、第5条、第5条の3、第5条の5、第6条、第7条の2並びに第11条第1項各号の規定及び第2項の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度までの当該保険税については、なお従前の例による。